

みえフードイノベーション推進要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 構成

第1節 みえフードイノベーション・ネットワーク（第3条－第6条）

第2節 みえフードイノベーション・プロジェクト

第1款 設置（第7条）

第2款 プロジェクトの設置手続等（第8条－第15条）

第3款 雑則（第16条・第17条）

第3節 みえフードイノベーション・プロジェクト推進調整会議（第18条）

第4節 みえフードイノベーション・プロジェクトリーダー会議（第19条）

第5節 アドバイザリーボード（第20条）

第6節 雑則（第21条）

第3章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、従事者の高齢化、担い手不足の深刻化、生産物価格の低迷等本県の農林水産業が置かれている厳しい状況にかんがみ、生産者、食品関連事業者、製造事業者、大学、研究機関、市町、県などの産学官の知恵や技術を集結し融合することによる県内の農林水産資源を活用した新たな商品又はサービスの開発を促進するために必要な措置を講ずることにより、もうかる農林水産業の実現を図り、もって県内各地域が抱える課題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「みえフードイノベーション」とは、県内の農林水産資源を活用し、生産者及び食品関連事業者、製造事業者、大学、研究機関、市町等、（以下「食品関連事業者等」という。）並びに県などの産学官の知恵や技術を集結し融合することにより、新たな商品又はサービスを生み出すことをいう。

2 この要綱において「みえフードイノベーション・ネットワーク」とは、みえフードイノベーションを促進するため、県内の農林水産資源、技術等に関する調査・情報の集積を行うとともに、必要な情報を共有し、事業者間の連携を促進する仕組みをいう。

3 この要綱において「みえフードイノベーション・プロジェクト」とは、県内の農林水産資源を活用した、生産者及び食品関連事業者等並びに県との連携による新たな商品又はサービスの開発（以下「新商品開発等」という。）の取組をいう。

第2章 構成

第1節 みえフードイノベーション・ネットワーク

(ネットワーク)

第3条 県は、みえフードイノベーションを推進するため、みえフードイノベーション・ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

2 ネットワークの事務を処理するため、農林水産部フードイノベーション課に事務局を置く。

(事務)

第4条 ネットワークは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県内の地域課題の把握
- (2) 農林水産資源及びその活用技術等に関する調査
- (3) 農林水産資源の活用技術等に関する相談及び支援
- (4) みえフードイノベーション・プロジェクト企画提案に関する研修会等の開催

(登録申請等)

第5条 ネットワーク会員（以下「会員」という。）として登録を希望する事業者等は、その代表者が登録申込書（様式1）を事務局に提出することとする。

2 会員は、登録内容の変更又は脱退を希望するときは、代表者が、速やかにその内容を書面で事務局に提出しなければならない。

3 県は、次のいずれかに該当する会員につき、会員の登録を取り消すことができる。

- (1) みえフードイノベーションの名誉を著しく毀損する行為又は会員としての品位を損なう行為を行った会員
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を行った会員
- (3) 県が定める要綱、要領等に違反した会員
- (4) 前各号に定めるほか、会員として不適当と認められる相当の事由がある会員

4 県は、前項の規定により会員の登録を取り消したときは、その旨を当該会員に書面により通知しなければならない。

(秘密保持)

第6条 会員は、ネットワークの目的遂行上他の会員から知り得た情報については、他者に開示せず、秘密を厳守しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 情報提供会員（情報を提供した会員をいう。以下同じ。）より開示を受ける際、既に情報受領会員（情報を受領した会員をいう。以下同じ。）が保有していた情報
- (2) 情報提供会員より開示を受ける際、既に公知となっている情報

- (3) 情報提供会員より開示を受けた後、情報受領会員の責によらずして公知となった情報
 - (4) 秘密情報から除外することにつき、書面により事前に情報提供会員の同意を得た情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく情報受領会員が適法に取得した情報
 - (6) 情報提供会員より開示を受けた情報によらず、情報受領会員が独自に開発又は取得した情報
- 2 情報受領会員は、情報提供会員から得た秘密情報について、ネットワークの目的を達成する以外の目的に使用してはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、情報受領会員は、ネットワークの目的を達成するため第三者への秘密情報の開示が必要であると判断した場合、情報提供会員の事前の書面による承諾を得て、受領者となる当該第三者との間で三者間（情報提供会員、情報受領会員及び当該第三者）の秘密保持契約を締結しなければならない。

第二節 みえフードイノベーション・プロジェクト

第一款 設置

(プロジェクト)

第7条 県は、みえフードイノベーションを推進するため、みえフードイノベーション・プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

第二款 プロジェクトの設置手続等

(プロジェクト提案)

第8条 プロジェクトの提案を行おうとする会員は、プロジェクト企画提案書（様式2）を事務局に提出するものとする。

(意見聴取等)

第9条 事務局は、プロジェクト企画提案書が提出されたときは、企画提案の妥当性の判断に資するため、調査を行うとともに、第20条に規定するアドバイザーボードからの意見を聴くことができる。

(プロジェクトの設置)

第10条 事務局は、前条の意見聴取等の結果、企画提案が妥当であると判断したときは、当該企画提案に対して賛同する会員の募集を行うことができる。

2 プロジェクト企画提案については、第18条に規定するみえフードイノベーション・プロジェクト推進調整会議に諮った上で、県は、プロジェクトの設置を決定するものとする。

3 県は、特段の事由がある場合は、前2条及び前2項の規定にかかわらず、プロジ

ェクトの設置を決定することができる。

- 4 前項の規定に基づいて設置されたプロジェクトについては、次条及び第13条から第17条までの規定は、適用しない。

(規約の提出)

- 第11条 設置されたプロジェクトのリーダー（以下「プロジェクトリーダー」という。）は、当該プロジェクトの規約を事務局に提出しなければならない。

(オブザーバーの設置)

- 第12条 設置されたプロジェクトについては、事務局は職員を派遣することにより、その運営に関与することができる。

(加入)

- 第13条 新たにプロジェクトに加入しようとする会員は、その代表者が、プロジェクト加入申込書（様式2）を当該プロジェクトリーダー及び事務局に提出し、当該プロジェクトの承認を経なければならない。

(プロジェクトの廃止)

- 第14条 プロジェクトリーダーは、プロジェクトを廃止しようとするときは、その旨を書面で事務局へ届け出なければならない。
- 2 事務局は、前項に規定する届出を受理したときは、第18条に規定するみえフードイノベーション・プロジェクト推進調整会議へ報告しなければならない。

(脱退及び除名)

- 第15条 プロジェクト構成員は、プロジェクトを脱退するときは、当該プロジェクト構成員の代表者が速やかにその内容を書面で当該プロジェクトリーダー及び事務局に届け出なければならない。
- 2 事務局は、前項に規定する届出を受理したときは、第18条に規定するみえフードイノベーション・プロジェクト推進調整会議へ報告しなければならない。
- 3 除名は、次のいずれかに該当するプロジェクト構成員につき、当該プロジェクトの決定によってすることができる。
 - (1) 当該プロジェクトの名誉を著しく毀損する行為又はプロジェクト構成員としての品位を損なう行為を行った構成員
 - (2) 法令又は公序良俗に反する行為を行った構成員
 - (3) 県の定める要綱、規約等に違反した構成員
 - (4) 前各号に定めるほか、当該プロジェクト構成員として不相当と認められる相当の事由がある構成員
- 4 県は、前項の規定によりプロジェクト構成員を除名したときは、その旨を当該構

成員に書面により通知しなければならない。

第三款 雑則

(知的財産権等)

第16条 プロジェクト構成員は、プロジェクトの成果については、公表前に、積極的に知的財産の確保を行わなければならない。

2 プロジェクトの成果により得られた知的財産は、原則として、当該プロジェクトの成果を得た構成機関等に帰属するものとし、詳細については、別に定める「知的財産管理運用ガイドライン」によるものとする。

3 プロジェクトの成果である知的財産権の利用許諾については、別に定める「知的財産管理運用ガイドライン」による。

(成果の公開)

第17条 プロジェクト構成員は、前条に定めるほか、プロジェクトの成果である情報について、会員等への提供及び一般への公表を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) プロジェクトの目的達成のため、プロジェクト内の他の構成員の求め又は自らの判断により、プロジェクト成果たる情報を他の構成員に提供すること。

(2) 他の構成員から提供された未発表の情報を利用して得た成果を新たに公表する際には、事前に情報提供元の構成員と公表の時期及び方法等を協議すること。

第三節 みえフードイノベーション・プロジェクト推進調整会議

(推進調整会議)

第18条 県は、プロジェクトの設置及び進捗把握等並びに県の関与に関する必要な事項を協議するため、みえフードイノベーション・プロジェクト推進調整会議を設置する。

2 前項に定めるもののほか、みえフードイノベーション・プロジェクト推進調整会議の運営等に関し必要な事項は、県が定める。

第四節 みえフードイノベーション・プロジェクトリーダー会議

(プロジェクトリーダー会議)

第19条 県は、各プロジェクト間の連携や新たな課題への対応を協議するため、各プロジェクトリーダーによるみえフードイノベーション・プロジェクトリーダー会議を設置することができる。

2 前項に定めるもののほか、みえフードイノベーション・プロジェクトリーダー会議の運営等に必要な事項は、県が定める。

第五節 アドバイザリーボード

(アドバイザーボード)

第20条 県は、プロジェクトに関し必要な助言を得るため、アドバイザーボードを置く。

2 前項に定めるもののほか、アドバイザーボードに関し必要な事項は、県が定める。

第六節 雑則

(プロジェクトへの補助)

第21条 県は、予算の範囲内において、プロジェクトによる新商品開発等に必要で費用の一部を補助することができる。

第三章 雑則

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、みえフードイノベーションに関し必要な事項は、県が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月25日から施行する。